

ハンガリー全土からの生鮮豚肉等の輸入解禁について

農林水産省は、今般、ハンガリー全土における豚コレラの清浄性を確認し、本日付けで、同国からの生鮮豚肉等の輸入に関する家畜衛生条件を改正したことから、同国全土からの生鮮豚肉等の輸入を解禁しました。

概要

1. ハンガリーからの生鮮豚肉等については、我が国が豚コレラ清浄地域として認めていない同国内の4県（ノグラド県、ペシェト県、ヘヴェス県及びボルソド・アバウ・ツェンプレン県）（以下「非清浄県」という。）以外の地域からのみ輸入を認めていたところでした。
2. 平成 25 年 6 月、ハンガリーから、非清浄県からの生鮮豚肉等の輸入再開要請があり、農林水産省は質問票の送付を通じて非清浄県における豚コレラの清浄性に係るリスク評価を実施しました。
3. 平成 26 年 7 月、リスク評価の結果、非清浄県における豚コレラの清浄性を確認したこと（食料・農業・農村政策審議会 第 21 回家畜衛生部会において報告）から、ハンガリー政府当局との間において、同国全土からの生鮮豚肉等の輸入再開のための検疫協議を進めてきたところでした。
4. 今般、二国間の検疫協議が終了し、本日付けで同国との間で「ハンガリーから日本向けに輸出される豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生条件」を改正したことから、同国全土からの生鮮豚肉等の輸入を解禁します。

輸入可能となる豚肉等の主な条件

ハンガリー政府から認定された対日輸出施設においてと畜、加工、保管されたもの
輸出可能な施設リスト及び詳細な家畜衛生条件については、動物検疫所のホームページを参照願います。

（参考 1：食料・農業・農村政策審議会 第 21 回家畜衛生部会 配付資料一覧）

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_21/index.html

（参考 2：動物検疫所ホームページ）

（ハンガリー政府に認定された対日輸出リスト）

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/facility/seijo-building.html>

（ハンガリーから日本向けに輸出される豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生条件）

<http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/sub2.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：木下、北野

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>